

令和2年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

令和3年7月6日（火）

午前10時 開議

【開会】

【会議録署名委員の指名】	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
日程第1	会議録署名委員の指名	
【承認第1号・議案第17号～第21号・認定第1号～第2号・同意第2号～第10号審査】		
日程第2	承認第1号 葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関 し承認を求めることについて	
日程第3	議案第17号 令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）	
日程第4	議案第18号 令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正 予算（第1号）	6
日程第5	議案第19号 生産物直売施設条例の一部を改正する条例	11
日程第6	議案第20号 大橋上屋建設工事の請負契約の締結に関し議決を求め ることについて	12
日程第7	議案第21号 財産の取得に関し議決を求めることについて	15
日程第8	認定第1号 令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認 定について	16
日程第9	認定第2号 令和2年度葛巻町水道事業会計決算の認定について	22
日程第10	同意第2号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて	24
日程第11	同意第3号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ	

	いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
日程第12	同意第4号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
日程第13	同意第5号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
日程第14	同意第6号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
日程第15	同意第7号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
日程第16	同意第8号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
日程第17	同意第9号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
日程第18	同意第10号 農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることにつ いて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
<b>【 請願第1号～第2号・陳情第8号～第9号審査 】</b>		
日程第19	請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引 き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採 択を求める請願書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
<b>【 発委第1号 】</b>		
追加日程第1	発委第2号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡 充に係る意見書の提出について・・・・・・・・・・・・・・・・	34

令和3年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第3号）輝くふるさと常任委員会

告示年月日	令和3年6月24日（木）			
再開年月日	令和3年7月2日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	令和3年7月6日（火） 開議10時00分 閉会 時 分			
委員出席状況  （凡例）  ○ 出席 △ 欠席 遅 遅 早 早	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	下屋敷 幸男	○	鈴木 満	○
	遠藤 裕樹	○		
	近藤 聖	○	辰柳 敬一	○
	山崎 邦廣	○	姉帯 春治	○
	柴田 勇雄	○	高宮 一明	—
会議録署名委員	柴田 勇雄		姉帯 春治	
会議の書記	議会事務局長	触 沢 誉		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副 町 長	觸 澤 義美	農林環境エネルギー課長	松 浦 利 明
	教 育 長	高 畑 嗣 人	建設水道課長	和 野 康 弘
	農業委員会長		こども教育課長	千 葉 隆 則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄 作
	政策秘書課長	中 山 優 彦	病院事務局長	大 石 和 人
	総務課長	服 部 隆 行	政策秘書課室長	波 紫 徳 彰
	いらっしや葛巻推進課長	石 角 則 行	総務課財政係長	櫻 田 慎
住民会計課長	坂 待 典 子			

時 分～ 時 分 時 分～ 時 分 時 分～ 時 分

( 開会時刻 10時00分 )

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長から、柴田勇雄委員及び姉帯春治委員を指名します。

次に、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快にお願いします。また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

( 「なし」の声あり )

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

( 「なし」の声あり )

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

異議なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

( 賛成者起立 )

輝くふるさと常任委員長 ( 鈴木満君 )

起立全員です。

したがって、承認第1号、葛巻町町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

次に、日程第3、議案第17号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算 第1号を、議題

とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。遠藤委員。

#### 遠藤裕樹委員

7款2目商工振興費についてお伺いたします。商工業者持続化給付金 10,000,000 円、物産販売促進事業費 7,500,000 円計上されておりますけれどもこの中身について教えていただきたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

いらっしやい葛巻推進課長。

#### いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

お答えいたします。ただいまご質問ありました13ページの経済活性化事業費の内容についてお答えいたしたいと思います。上の10,000,000円の商工業者持続化給付金でございましてこちらは昨年度も同様の対応をいたしました。新型コロナウイルス感染症の影響による商工業者の事業の継続を支援する目的でただいま県で6月30日までやりました地域経営企業支援金を受けましてそちらの方、県の方は1カ月の売り上げが50パーセント以上減少、または連続する3ヶ月の売り上げが前年同月30パーセント以上減少している業種が対象というものを、町は、それに満たない20パーセントから50パーセント未満の減少者をですね対象としまして令和3年の4月から4年の3月、いわゆる今年度、3年度中にですねいずれかの1カ月の売り上げが繰り返しになりますが前々年、コロナ前の年になります、前々年月、同月対比20パーセント以上50パーセント未満の減少者した対象者に対し、県でやっている事業の約3分の2の事業、20万円を給付するというものであります。これが1点目。

2点目の葛巻町特産品販売促進事業につきましてはこれも同じく昨年度この期間に同じようなふれこみでやりました。町の指定する特産品1500円以上を購入し、町外の消費者に発送する際の送料に対してその全額を補助するものでございます。こちらにつきましては昨年度と同様の内容で今年度も開始することで行うものであります。

以上です。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

最初に8ページと13ページに関わる部分でございまして。県の支出金の中で委託金の中で、地域運動部活動推進事業委託金が計上されております。13ページとの関わりがあるかと思っておりますが、この事業内容、以前にも当初予算にも計上されていたと思いますけれどもこれが補正予算で出て来た理由とそれからこれ委託金に計上なっておりますのでこれは継続的になるのかどうか、その事業内容についてお知らせいただきたい

いと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

子ども教育課長。

子ども教育課長（千葉隆則君）

お答えいたします。ただいまのお話の中で当初予算でも計上されているということでございまして、まずは当初予算では部活動指導員配置事業ということで国3分の1、県3分の1の補助をいただきましての部活動支援員を町内の中学校に配置しているものでございます。これも当初予算で計上している内容でございますが、今回の補正の内容につきましては、令和5年度以降の休日部活動の段階的な地域移行に向けた地域人材の確保ですとか費用負担のあり方、運営団体の確保など課題に取り組むため全国的な実践研究をということで休日における部活動の全国展開につなげることを目的といたしまして国が県に委託いたしまして、県から市町村へ再委託という形での事業となっているものでございます。岩手県内におきましては岩手町と葛巻町が指定されてこの実践研究に係る財源といたしましてはこの国庫委託金10分の10ということになるものでございます。

補正の、先ほど当初予算につきましては平日、それから土日を含めた部分で予算計上させていただいていたものに、さらにこの度土日の分に国庫委託金で、部分で賄うことでの、したがいまして歳入額が901,000円弱の金額でございますけれども、歳出につきましては761,000円ということで、歳入に対して歳出が少なくなっているのは、この土日の分に係る委託金という部分での差額になっているものでございます。

今後継続してということもございましたけれども、この事業につきましては単年度の事業となっているものでございます。

以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

はい、この件についてはわかりました。

次に、一番最後の20ページ、お願いいたします。地方債の調書がついておりますがこの中で3番目のその他がありますが、このその他の部分では当該年度末の現在高見込み額が7,119,000,000円、このように計上になっておりますが、その他の部分についてはの地方交付税との関わりがあるのではないのかなと思われましてけれども、このその他の部分の7,119,000,000円、このような地方債では調書ではこのようになっておりますが、あとで後年度で地方交付税の措置がありますと、まあだいたいこの1から6まで計算した場合、実質的にはどのようなこの年度末の現在高なのか、お知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それではお答えいたします。

現在高であります但しその他の部分に辺地債から臨時財政対策債までということで、7,119,133,000円ということになっておりますが、辺地の場合は80パーセント、過疎債の場合は70パーセント、さらには臨時財政対策債の場合は100パーセントということになっておまして、平均いたしましても70パーセントほどに、そのほかの部分もございまして全体的に見た場合には70パーセントほどそうしますと約50億が交付税で賄っていただけるといいますか交付税参入される額になってくると思っております、そうしますと実質的に町の一般財源から負担しなければならないのは約2,000,000,000円ということになるものであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

よくわかりました。だいたい平均70パーセントということでの理解でよろしいですね。はい。この中で一番額の大きいのは過疎対策事業というふうな形になっているわけでありましてけれども、これの過疎対策事業をおこす際の上限と言いますかね、今、葛巻ではこの上限に達しているのかどうか、それからまただいたい葛巻の財政状況ですとこの過疎対策を使えるこの総額はどれくらいぐらいなのか、その内容についておたずねをしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。過疎債についてであります但し全体といたしましては県の方に枠配分して言いますか、そういう積算の中で、それぞれの町村に配分されている状況にございまして、その内容につきましてはどうしても、そのそれぞれの町村において特にその年度によって集中的に対応しなければならないという事業等を勘案しながらあります、そういう中で町村に対する特別の規定した枠っていう部分については、現在そういう枠が葛巻の場合どれ程度かと言いますと、なかなか難しいわけではあります、通常的には600,000,000円から700,000,000円、町の方として配分を受けている事業であります。例えばこれまでのお話しますと、葛巻病院建設、役場の場合、あるいは今後そういう場合につきましては特にもそういう集中的に、あるいは大規模な事業とい

うことについては、今は内容によってかとは思いますが、柔軟に対応していただいております。1,000,000,000円近くにもなるというケースもございますし、一般的には大きな規模のものがなければ600,000,000円から多くても700,000,000円、という程度にこのようになっていると思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次の分でございますが今回の15ページでございますが5ページの公債費でございますが、127,751,000円、任意の繰り上げ償還金計上になっているわけですが、ちょうどこの第1号補正では、繰越金577,000,000円ほど出ておりますのでこういったような状況も見ての繰り上げ償還かと思っておりますが、これについては前々から私はやっていくべきだと考えて、減債基金などももちろん有効活用していく意味からも当然なことだわけですが、こういったようなこの繰り上げ償還については今後においてもこのような形で資金繰りにもよるかと思っておりますが、償還をやっていくというような予算運営になるでしょうか。その見通しについてお伺いしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。繰上償還の関係でございますが今年度でありますけれども、令和3年度であります当初120,000,000円ほど、そして今回130,000,000円ほどになっておまして、合計で250,000,000円ほどになっています。平成30年度からそういう減債基金を活用しての繰り上げ償還等々してきたわけですが、トータルで見ますと770,000,000円ほどになっているものがございます。これは実質収支比率とか、そういう財政上の指標を特にも見定めながら、と言いますのは今、大規模な事業をこう集中的にどうしても実施しなければならないというようなこの時期に入っておりますことから、その公債費って言いますか、実質収支の関係等が、率が上がってくる、そうしますと18パーセント以上になりますと許可を受けなければならないということもございませぬので、そういう財政見通しも立てながらでございますが、状況の中で、今後の対策といたしましても状況みながらその繰り上げ償還等を進めていかなければならないと思っております。このことによりまして、どういう財源上の効果あるかという、先ほど言いましたようにこういう事業は記載によりまして進めておりますが、その70パーセントあるいは100パーセントの部分もあるわけですが、国の方からその起債を受けることによって国から後年度に措置される額も出てきます。今回のようなケース6～7年、10年近くのケースも入っておりますが、令和3年度の250,000,000円の関係で、今後返済の方は繰り上げ償還するわけですが、その後毎年、当初予定の借り



入れした場合の償還期限の間、国としては交付税措置してくれるその額であります、36,000,000 円ほどになっているわけであり、毎年、返済の方はないわけであり、国からは36,000,000 円ほど今回の250,000,000 円に対しては、みていただける状況でございますし、それから770,000,000 円の中でお話しますと合わせまして80,000,000 円ほどであります、毎年、国の方から償還の方は終わっておりますが、国の方から交付税措置していただけるということで、まあそういう中では自主財源の厳しい中で、8~90,000,000 円そういう財源を確保しているというのも繰り上げ償還あるいは起債をおこしながら、繰り上げ償還していくというそういう手続きをとることによりまして年額にいたしまして80,000,000 円ほど、ここまでの償還の分につきまして80,000,000 円ほど、年間入ってくるという状況もございまして、まあ両面からでございますが見ながら今後も繰り上げ償還をしながら、財政運営上、今後の支障のないような、支障って言いますか財政指標上問題のないような形の中で管理運営していかねばならないとこのように思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

起立全員です。

したがって、議案第17号、令和3年度葛巻町一般会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第18号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第1号を、議題とします。

これから、質疑に入ります。  
質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

まず6ページでございますが、保険財政自立対策費の5,000,000円減額、このようになっておりますが、減額理由をお知らせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

一般会計からの繰入金、保険財政自立対策費は決算補填目的の、法定外の繰入金ということでみなされておまして、昨年解消すべき赤字とされております。町では県の指導によりまして、赤字削減解消計画を策定しております。そして繰入金を徐々に減額して5年間で、解消していく計画としております。今回繰入金を減らすことによりまして、早期に赤字解消に努めていくというものでございます。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと自立対策費、今回は5,000,000円減額になってはいますが、あと15,000,000円残っていますが、これはどのようなすんなり一般会計から繰り入れになるのでしょうか。見通しについてお伺いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

お答えいたします。

令和3年度の国保会計の状況にもよりますが大きな収入減がない限りは15,000,000円の繰り入れになる予定でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

次に同じく6ページでございいますが、財政調整基金の補正額で2,500,000円こればたぶん、戻し入れになるかと思われませんが、現在この国保の財政調整基金でございいますが、資料等見てもどれくらいの現在高なっているのかわかりません。

それから今回、繰入金に歳入でも歳出でも計上になった際には、基金調書など私は必要でないのかなと、どこを見ても出てきません。質問、質疑しない限りは、出てきません。こういったような状況では財政分析する部分については非常に不便であります。いかがなものでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

ただいまの質問にお答えします。大変失礼いたしました。資料の方、参考の基金の状況ということで5ページの方に、一般会計のみだけついておりますが、国保会計の国保の、財政調整基金2年度末残高は50,294,000円になっております。

3年度の繰越し、3年度の取崩し額は補正後なしになりまして、3年度積立額が30,000,000円、3年度末残高見込み額が80,249,000円となるものでございます。失礼いたしました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の答弁ですと、国保の財調は80,000,000円ほどあるというふうな、お話もありました。これまで国保は、非常に財政的に弱い財政状況だったわけですが、このように80,000,000円まで積み立てになっているというふうなことでございますから、こういったような財政状況を皆様方に知らせるようなぜひ次回からは、改善をしていただければよろしいかと思えます。またこれまで国保の財調で一番少なくなったのは私の記憶では200,000円ほどではなかったのかなとこのように思っております。だいぶ回復しているようですがこの80,000,000円というのはこれまで国保会計、継続になっているわけですがこのようにたくさん積み立てになっていた実績はあるでしょうかお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

お答えいたします。資料によりますと今から20年前、平成13年になりますけれども200,000,000円を超えた保有額がございまして。徐々に減少、19年には270,000円ほどに

減少しております。20,000,000円になつたりしましたけれども、その後23年から26年は290,000円ほど、27年は20,000,000円ほどになりまして、国保の都道府県化によりまして平成30年から50,000,000円、今回80,000,000円になる予定でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

わかりました。過去最高200,000,000円ほどあったときもあったということですが、現在80,000,000円あるということではありますが、200,000,000円までは余裕があれば積み立てていきたいというふうなお考えはあるでしょうか。お考えをお伺いしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

おっしゃるとおり余裕があれば積み立てていければとは考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう一度ちょっと質疑をさせていただきたいと思いますが、今のお話と保険財政自立対策費との関わりでくどく聞いているわけですが、基金がどれくらいほど積み立てになりますと、こちらの方の一般会計からの保険財政自立対策費が解消できるのか、その見込みになるのか見通しがありましたらお知らせいただきたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

まずあの今後の国保会計の財政の中でのギャップではありますが納付金と国保税のギャップがまさに自立対策の経費として一般会計から毎年繰入れているわけですが今後どうなっていくかということではありますが18,000,000円から15,000,000円ぐらいこれは単年度収支の中でどうなっているかということにもなるわけではありますがそうしますと今の税からしますと県の方に納めるギャップが8,000,000円から15,000,000円という状況の中でその改正といいますのは、そういう状況にあるということともう1点は国の方で今広域化の中でその交付税につきましても一本化していくということの中で赤

字解消計画を立てて一般会計から繰入れしないでその対応する。そして県下全体を一本化していくっていう国そしてまた県の方針なわけです。したがってこの部分をいかにその縮小しながらと言いますか18,000,000円をそのまま国保加入者に負担ということになりますと、かなりのその大きな負担になるというようなことが予想されますのでこれをいかに縮小しながら保険事業を進めていくかというにつきましては保健事業等をさらに進めながら健康事業と言いますかこの需要を高めていくそういう保険事業等を進めるというのも一つでございますし合わせましてどうしてもそのギャップをどうしていくかといひますと今のような基金を一定の基金を持ちながらそこで調整を図りながら延命化を図っていくという形もとっていかなければならないというふうに考えておりましたしたがいましてその基金につきましては80,000,000円ほどになっているわけでありましてそういう今後今県が一本化を進める時期を迎えましてその対策の基金としての蓄えなければならぬ部分もこのように思っているところでありますので今後その財政調整基金の分については増資をしながら進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

国保会計でございますが、保険者が県に移ったといえども、中身の、町民の健康を守る意味では非常に大事な会計でもありますので、まず財政運営がしっかりしていなければだめだということでございますから、どうぞ慎重な財政運営で乗り切っていただきたいということを申し上げただけです。

以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

起立全員です。

したがって、議案第18号、令和3年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第19号、生産物直売施設条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

近藤委員。

近藤聖委員

改正になったところの、レストランの5,730円のこの金額の根拠についてご説明願います。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長(松浦利明君)

ご説明申し上げます。

レストラン棟なわけですけれども、産直ハウスのですねくずまき高原の上の3つの施設の分が合計しますと8,400円なりまして広さが393平米ということになりまして平米あたりの料金が21.4円ということになりましてその21.4円を今度新築いたしますレストラン棟268平米に当てはめるとだいたいこの金額になるということで積算しております。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

ほかに。

(「なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

異議なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号、生産物直売施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

起立全員です。

したがって、議案第19号、生産物直売施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第20号、大橋上屋建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

姉帯委員。

**姉帯春治委員**

この問題については、関連として質疑いたします。1つは前ににも大きな災害があったはずですが上外川からながれている奥を橋を架けて超えるわけですよね今の舗装の切れたあたりからその場合に橋とか何か造ったときに深さが大丈夫なのか、そこを考えてどうだべなと思ってあんまり浅いしそして民家もあるから大丈夫なのかなとその点について伺います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

建設水道課長。

**建設水道課長（和野康弘君）**

お答え申し上げます。ただいまご質問のありました今回提案しております新大橋のところから浦子内奥の方に行くところですがけれども橋を除いて約370メートルほど町道を新たに改良して既存の町道に接続するという計画になっておりまして倉船橋、現在の倉船橋のところから上流に外川川が流れておりましてその倉船橋から約10メートルぐらいの上流のところに川を横断するボックスカルバートを整備する計画になってございます。現在の川の状況でございますけれども現在はだいたい幅が7メートル程度の川になっておりまして高さ約2メートルほどの状況でございます。整備するに当たりまして幅を約9メートル、高さをだいたい3メートルの大きな構造の物をボックスカルバートを設置しましてその上を町道として利用する計画になっております。

あの先ほどお話ございましたがこの箇所については、主に災害工事で護岸工を直して

いるところをございましてただ一部やはりあの災害工事として認定されなかった箇所がございまして残っているところもございまして。そういったところも併せて今回の路線では護岸工等も整備しながら町道の方の整備に努めたいと考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

まずあの民家のその近くにあるのでそれはそれとして進めて今後川側に丈夫な堤防のようなのを考える必要があるのではと考えていますがないその点についてはどうですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。今回の大橋からもう1つ外川川を渡る橋梁の部分というところが、今の現状の高さより若干ではありますが50センチほど高くはなる形状にはなります。ただ議員さんおっしゃるとおり当然それをやったからといって集落の部分がその浸水被害とかそういったものから免れるかというところとちょっとそここのところは不透明な部分がございます。当然そういった防災的な部分も考慮検討していかなければならないと思いますが今回はあくまでも道路整備ということで進めております。今後そういった防災的な部分も改めて検討して参りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。近藤委員。

近藤聖委員

1つお聞きします。締結に関しては疑義はないんですけれども何度も全国的に珍しく例がない橋だということでお聞きしているので上屋の部分の工事っていうのはたぶん今までにない工事なんだろうと思ってるんですが特別な工法のようなものを用いるのでしょうかあるいは工費など特徴的なものがあるんでしょうか。あったら教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。



確かにあの橋梁の上に上屋を建てるというのは珍しいものでございます。ただ考え方として通常の建築物の工法と同じと考えておりますので特段変わった工法等々については考えてございません。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

もう1点すみません。金額がこう出ていますけれども工事はビルド遠藤さんが行うわけですがこれも何回も町産材を8割ぐらい使うということでお聞きしていますがその町産材の発注をどこにするのかあるいは材料はどういうふうに調達されるのかそのへんについて今日わかったら教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。この工事につきましては本契約という形に現在なっておりません。ですので材料をどういう形で調達するかあるいはどういうものを使うのかという材料の承諾願いのようなものは一切出ておりません。ですので本契約後に送ったところの詳細を詰めていく契約後詰めていきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤委員。

近藤聖委員

わかりました。あの今後わかったら教えてください町民が知りたいんじゃないかなと思いますのでよろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号、大橋上屋建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

起立全員です。

したがって、議案第20号、大橋上屋建設工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第21号、財産の取得に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。姉帯委員。

姉帯春治委員

このショベルなんですけれども下取りがあるのか、またどこで使われるのかを伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

今回購入する油圧ショベルでございすが現在最終処分場で使っておりますブルドーザーを更新するものでございします。ブルドーザーにつきましては平成24年度中古で997,000円ほどで購入したものでございましてすでに老朽化が激しく部品もないということで使用できない状況になっているものでございましてこちらのほうにつきましては廃棄という形になろうかと思ひます。今回新しく油圧ショベルを購入したことはブレードもありますあのでブルドーザーの機能を持ち掘るとか攪むとかそういう機能がある方が最終処分場での埋め立てがスムーズにいくだろうということで新しく購入するものでございします。よろしくお願ひいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

姉帯委員。

姉帯春治委員

処分場で使うということになると主に冬に除雪等も広いから使わさるわけですか。そ

の場合あの使える排土板というのがあってと思います。それを付けてもらってやった方が作業がスムーズに行くのではないかなと思っていますがそのへんについてはどうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

お答えいたします。おっしゃる付ける部品等詳しく私もわかりませんがどれもいずれその最終処分場のごみを埋め立てる目的で使うものでございまして冬期間にも使うこととなります。清掃センターの焼却場から最終処分場までの距離もちょっとありますのでそちらの除雪は適切に行われるというようには思っておりますのでよろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

起立全員です。

したがって、議案第21号、財産の取得に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、認定第1号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

**柴田勇雄委員**

最初に28ページに個人の未収金の調書が載っておりますが個人の未収金2年度の未収金例年と比べてどうなのか。そして、またこの未収金のこれまで集金してきた個人の推移はどのようになっているのかお知らせをいただきたいと思います。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

病院事務局長。

**病院事務局長（大石和人君）**

お答えします。病院の未収金につきましてでございますが個人の未収金の中でも過年度未収金の推移につきましては平成24年度の時点で15,200,000円ほどございました。それが年々徐々にではございますが減少しておりまして令和2年度末では11,575,000円となりまして9年間でだいたい3,600,000円ほど減少しております。

過年度未収金につきましては経済的な事情などによりまして一括で支払いが難しい利用者さんとかございます。分割でお支払いいただいているものでございますが当院におきましても対象になる患者さんにおきましては関係性を切らすことのないように、定期的に入金をしていただいております。過年度未収金の内容につきましては、町外の方で県外の方、11人ほどおります。そして県外にお住まいの方も2人ほどおります。いずれにせよ関係を切らさないよう定期的に徴収するように努めているところでございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

柴田委員。

**柴田勇雄委員**

個人の未収金については現年度分の未収金をまずその解決していく必要があるのではないのかなどこの古い分の過年度分についてはいろいろな事情もあるかとは思いますがけれども特に現年度分の未収金の解決については早急なるこの回収を図っていくべきだなとこのように考えております。一層、皆さんのご努力で解決していただかなければ病院会計に負担がかかってくるというふうなことになろうかと思っております。一層の未収金の回収に努めていただきたいとこのようなことを申し上げたいわけです。

それから次に29ページには、職員の給与費が計上になっております。56.1パーセントと計上になっておりますが病院の経営はこの一番職員の給与費によって左右されるというふうなこともあるようでございますが岩手県内の公立病院と比較すれば給与費の56.1パーセントというのは多い方なのか少ない方なのか一応判断する上でどのような給与になっているのかわかればお知らせをいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お答えします。29ページの給与費56.1パーセントという割合がございましてこの数字とは別に他の公立病院と比較する資料といたしまして、県で作成しております公営企業を対象とした経営比較分析というような表がございまして。そちらの方の数字でちょっと調べた数字が手元にございます。元年度決算による数字になりますがこちらの分析表を見ますと当院の数字は職員給与費率元年については62.9となっております。そして他の病院うちの病院と類似するベットあと病院機能等非常に酷似する病院を調べておりますがこちらの方が69.9というような数字が出ておりました。この類似する他の医療機関と比較しますと、比べると抑えられているのかなというような感想がございましてけれどもこれ医業収益の増減によりまして増減する数字でございまして。今後も健全経営の指標としては注視していきたいと思っております。この経営分析の指標で示されております全国の公営企業病院全国の平均というのが54.9となっておりますので一層そちらの方の努力をしていかなければならないと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

はいわかりました。あまり高い方ではないことでよろしいでしょうか一般的にはですね。わかりました。いずれこの辺あたりが経営上の一番他の病院等ではネックになっている部分があるやに聞いておりますので、あえて伺いました。

それからまた8ページには損益計算書が出ておましてこの中で下から3番目のところに当年度の純損失が載っております。ここ45,610,000円ほどの損失額が載っておりますがここがその純損失ではなくて純利益にならない限りは利益が出てこないのじゃないのかなと思っております。病院会計はずっと当年度の純損失という用語で計上になっておりますのでこの繰越欠損金もこのように5億8千いくらかの、このようになっているわけがございましてなかなかこの純利益をあげるためどのぐらい努力をすればいいのかというような一つの目標みたいなものも出てこなければやはり企業会計としてはだめではないのかなと思っておりますのでそのような視点から見ますと例えば例として適当かどうかわかりませんが例えば2年度の決算から見て純利益を計上できるとしたならば、例えばですよ入院患者の場合であと何名入院患者があればここが純利益に変わりますよというふうな試算があればお知らせをいただきたいと思っておりますがこのような聞き方が適当かどうかわかりませんがでも一番わかりやすい方法とすればそれしかないのかなと思っております。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

お答えいたします。

純損失45,610,000円ほどの2年度計上しておりますが例えばになります。一般入院患者の平均診療収益というものが入院患者の2年度の絵平均医療収益が29ページに28,678円というふうな額が出ております。例えばでございますが入院患者をこの45,610,000円を解消するためにあと何人ぐらい過去形ですけれども何人ぐらい入院になればよかったかという計算をしますと今この28,678円で45,616,000円を割った場合1,590人分になります。1日平均にしますと4.4人ほどになります。で実績としまして2年度の一般入院患者数これが一般と包括を合わせまして28.2人でしたのでこれに4.4人を加えますと32.6人です。ですので1日平均過去形でございますが32.6人33人入院させていればこの45,616,000円という損失をカバーできたのかなあと考えております。ただ入院患者が増えますと費用の面も増加しますのであくまでも収益面だけを見たというふうになりますがこのような数字になります。まずあの今後におきましても適正なタイミングで入院治療が図られるように努めて参りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

わかりました。4.5人ぐらいの平均で1年間これくらい増えればという聞き方をしたわけですが4.5人増えればこういったことも頭に入れた上でやはり病院経営は必要なのかなというようにも思っております。またこの財政と同じく大事なものは医師の確保と医療スタッフの確保ではないのかなど、このように思っております。この人的な確保は、病院経営の一番の重要な部分でございますのでこういったような財政も見つめながら医師をはじめとした医療スタッフ、病院スタッフを考慮においた運営が必要かと思っておりますが事務局長からそのへんのあたりの決意をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

医療スタッフの確保につきましてはこれまでも継続的に行ってきたわけですが全国的にも専門職の確保というのは非常に厳しい状況ではございます。そのような中で医師確保等につきましては、町当局うちの院長のつながりと言いますかそちらの方でドクター等関係する日々連携する医療病院と連携をとっている状況でございます。

そして看護師確保につきましては昨年度はコロナの関係で行なわれませんでした。

いわてナースアクション看護師の就職説明会、そちらの方に直接現役の看護師と総看護師長等参加しまして直接対面して看護師の確保に当たっております。その他看護学校の方に直接総看護師長出向いて当院の紹介等していただきまして看護師の確保に当たっているような状況でございます。

いずれにしても看護師その他専門職、様々確保等には困難な状況ではございますがその確保人員体制の確保と病院の収益の向上日々努めて参りたいと思っております。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。遠藤委員。

#### 遠藤裕樹委員

20ページの患者一人あたりの材料費なんですけれども29ページですね平成28年から令和2年まで入院患者数は減少しているわけですが材料費に関しましてはかなり上がっているわけですがこれについての主な理由ってというのは。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

#### 病院事務局長（大石和人君）

入院患者数での増減ということでございますが一般の方につきましては元年度は5932人それから2年度につきましては5821人となりまして、マイナス111人というようになっております。かたや包括の方につきましては、元年度と比較してまして133人プラスというような状況になっておりまして包括の運用が2年目に入ったということで一般と包括の運用方法等につきましては慣れてきたと言いますか運用方法につきましてもドクター専門職看護師と慣れてきたということもございまして人数の方は包括の方が好調な人数というふうになっております。療養型につきましても90人ほどプラスになっておりますが、入院につきましては昨今のコロナの影響はあまり受けられないような状況で推移しているような状況でございます。

ます。今回の、この経済対策ということで、宿泊施設を支援する目的は、早期の支援、早期の回復ということが、まず、ひとつの狙いだと思っております。そういったことから、短期間に、この事業効果を、いわゆる経済を回すということが重要だということで考えて、7月末には4連休、そして、8月にはお盆期間での部分、そして、9月末には、また4連休という大きな連休を挟んだ休み等が予定されております。そういった部分で、うまく、ほかから葛巻町へ誘客を誘うということ、まず、第一に考えたいということから、県内の同じような宿泊施設を有している市町村におきましても、9月ころを目途にやっておるということから、同等に、ほかと差別化を図る意味で、差をつけてですね、負けない部分でも、そうふうな短期間での効果を求めるために、こちらを9月までとした理由でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

この入院患者は平成28年から今年令和2年にかけて患者数が1日当たり少なくなっているのにも関わらず材料費、医薬品費で診療材料費給食材料費とも上がっておるわけでありますのでその理由を教えてください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（大石和人君）

あ失礼しました。材料費の方の単価が上がっているというご質問でございます。患者が減っているのに材料費が上がっているというところでこれにつきましては基本的に材料の単価の高騰ということが1つありますしあとは患者さんで非常に高額な薬剤と言いますかそういうものを使っておられる方等もございます。あとは日々使っている薬品等につきましてはドクター等から意見を聞きまして使用しやすいもの安全性が高く使用しやすいもの等を日々選定いたしまして使用しておりますがそのような中で徐々にではありましたが材料費については上がってきたような形になっております。材料費につきましても経費節減というところがございますので今後ともこの辺は節減に努めて参りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第1号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。



(賛成者起立)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

起立全員です。

したがって、認定第1号、令和2年度葛巻町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、原案のとおり可決されました。

ここで、午前11時25分まで休憩します。

(休憩時刻 11時10分)

(再開時刻 11時25分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

輝くふるさと常任委員会議案審査。

次に、日程第9、認定第2号、令和2年度葛巻町水道事業会計決算の認定についてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

1つだけお伺いします。8ページに損益計算書がございます。この8ページでは当該年度の純損失金が18,221,000円ほど計上になっておりますがこの水道会計の部分についても現状の使用料を据え置いた場合でこの当年度の純利益が出るような対策があるのかどうかお伺いをしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

建設水道課長。

建設水道長 (和野康弘君)

お答え申し上げます。現行の水道料金を据え置いてこちらの方を損失ではなく利益という方向にもっていくためにはということですが、現状の料金のまま行くとなりますと給水収益を上げるとなりますと相当な件数が、増加が必要となります。そうなった場合には一般会計からの繰り入れ等々について検討をしていかなければならないと思います。今年度はあの過年度損益修正益がございまして18,000,000円の純損失ということになっておりますが一昨年度お示いたしました水道ビジョンの中で当年度で約20,000,000円から30,000,000円ほどの赤字が続くという見込みになってございます。そうなりますと単純に現在の給水収益で行きますと約30,000,000円から40,000,000円ほどの給水収益が約100,000,000円でございますので約30,000,000円から40,000,000円ほどの損益が発生するという状況でございます。ですので、そういったところを勘案しながらまたキャッシュの状況等も勘案しながら料金等の見直しにつ

いても当然今後は検討していかなければならないというふうに考えております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

はい、わかりました。現在当町の水道料金でございますが県内市町村と対比した場合にはどのような状況なのか。上げてくださいという質疑ではありませんのでその状況をお知らせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道長（和野康弘君）

お答え申し上げます。県内33市町村中でございますがすいませんはじめに一般的な家庭での使用料についてまず説明したいと思います。1件当たり約20立米使われるというのが平均的な水量になってございます。その20立米で計算いたしますと33市町村中26番目の料金になってございます。近年の岩手県内の水道事業関係の動向を見ますと料金値上げを検討しているところがほとんどでございます。近年ですと久慈市さん洋野町さんが行っておりますし昨年度はちょっと大船渡市さんが確か20パーセント弱ほどの料金の改訂を行ったということを記憶してございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

認定第2号、令和2年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

起立全員です。

したがって、認定第2号、令和2年度葛巻町水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、同意第2号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

異議なしと認めます。

これから、同意第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第2号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

起立全員です。

したがって、同意第2号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第11、同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

異議なしと認めます。

これから、同意第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

起立全員です。

したがって、同意第3号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第12、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

異議なしと認めます。

これから、同意第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

起立全員です。

したがって、同意第4号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第13、同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

異議なしと認めます。

これから、同意第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

起立全員です。

したがって、同意第5号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第14、同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

異議なしと認めます。

これから、同意第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

起立全員です。

したがって、同意第6号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第15、同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

これから、同意第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

起立全員です。

したがって、同意第7号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第16、同意第8号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

これから、同意第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第8号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

起立全員です。

したがって、同意第8号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第17、同意第9号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

これから、同意第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第9号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

起立全員です。

したがって、同意第9号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、日程第18、同意第10号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。なお、本案は人事案件でありますので、質疑は私生活にわたらないよう、ご注意願います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

これから、同意第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

同意第10号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

起立全員です。

したがって、同意第10号、農業委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで、当局の方々は、退席していただいて結構であります。

ここで、暫時休憩します。

(当局退席)

(休憩時刻 | 3時40分)

(再開時刻 | 3時42分)

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

次に、日程第19、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書についてを、議題とします。

はじめに、請願書の朗読を求めます。議会事務局長。



**議会事務局長（触沢誉君）**

それでは、朗読いたします。

この請願は、令和3年6月14日付けで、岩手県教職員組合いわて盛岡支部、栗田裕年支部長から提出されております。

請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書。

要旨、改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられますが、小学校だけに留まるのではなく、中学校、高等学校での35人学級の早期実施が必要です。そのうえ、文科大臣も改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で30人学級や中、高における少人数学級の必要性についても言及しているように、さらにゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増、義務標準法の定数改善などの教職員定数改善が不可欠です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請します。

請願事項、2022年度政府予算編成において下記事項を実現するために、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関へ意見書を提出すること。

1 中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増、義務標準法の定数改善などの教職員定数改善を推進すること。

3 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。以上でございます。

**輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）**

議会事務局長からの朗読が終わりました。

次に、紹介議員から本請願についての意見を述べていただきたいと思っております。

3番、近藤聖議員。

よろしく申し上げます。請願第2号にかかる内容についてはただ今、事務局長から朗読していただいたとおりでありますけれども、紹介議員として若干説明を付け加えさせていただきます。

昨年9月議会において同様の請願を紹介させていただきました。その全国からの請願が叶い、小学校の35人学級が今年度から整備されることになりました。長年の懸案が一步前進したわけです。日本の義務教育諸学校の学級編成基準は教員一人当たりの児童生徒数がOECD加盟国の中では最も多いグループに位置しています。OECD加盟国の平均で18人から22人学級で実施されており教育研究者や現場の声も20人前後が学習環境として最適と言われております。

また、今回の学級編成基準は中学校、高等学校にはまだ適用されておられません。岩手県の場合、今回の法改正で加配教員を正規にし直す措置がほとんどで現状は令和2年度とほぼ変わりません。葛巻町では小規模校のため学級編成上の問題や影響はあまりないように見えますが、複式学級が多くその解消や新しい教育課程など、都会の学校のように指導する体制を確保するためにも教職員定数改善が望まれます。

教育内容はここ10年、新しい教科の追加、英語教育の推進、アクティブラーニング、プログラミングの導入、社会の要請に伴う指導内容の増加、非常に早いサイクルでの変化があり、地域や外部との連携が求められるコミュニティスクールへの転換も提唱されております。加えて不登校、いじめ、適応障害などの対応、保護者への対応、貧困児童家庭への配慮、事務量の増加、そして新型コロナウイルス感染症対策など、少子化が進んでいるのに現場の先生方の仕事量は増加の一途です。そのためか教員志望者数は毎年減少し、大都市では本採用教員の確保が難しくなっております。岩手県でも今年も減少しております。将来を見据えても教育の質の向上を図るには教職員定数の改善がぜひ必要と思います。

また、教育に係る費用及び教職員の人件費は、義務教育費国庫負担制度により国が負担することが基本原則であるというのはこれはずっと定められていることです。現在、国の負担割合が3分の1になっており、各方面から地域による教育格差が指摘されております。この国庫負担割合を引き上げることが憲法の教育機会均等、格差是正、そして教育の質の確保につながることは確かだろうと思います。

なおこの内容の請願は、近隣町村ではすでに矢巾町議会の6月議会で審議され採択されております。県内では花巻市、北上市などで採択されております。今後他市町村でも請願書が出され採択される見込みであることを付け加えさせていただきます。

議員の皆様方、慎重審議の上、賛同賜りますようお願いをして説明を終わりたいと思います。お願いします。

### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

以上で、紹介議員の意見陳述が終わりました。

ただいまの紹介議員の意見陳述を踏まえ、本請願に対して、委員各位から意見を伺いたいと思います。

ご発言を求めます、どうぞ。柴田委員。

柴田勇雄委員

このような請願、全国に出ているかと思っておりますが、中身がちょっとわからない部分がありますので、紹介議員におたずねをいたしたいと思いますが、小学校、中学校、高校の場合の現在の学級編成はどのようになっているのか、今35人学級になっておりますが、これがどのような形になっているのかちょっと勉強不足でわかりませんので、その内容をおわかりでしたらお知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤聖委員。

近藤聖委員

35人学級の中身ですか。

柴田勇雄委員

35人学級に今、全部がなっているのかなっていないのかもわかりませんので。

近藤聖委員

現状ですけれども実際に法的な40人学級でやっているところもちろん全国にあります。ただ都道府県によっては、都道府県の条例によってもうすでに低学年では35人に引き下げられていたり、あるいは本当に財政的に可能なところは、低学年だと35人学級というところも出てきております。岩手県の場合は35人で、特例的な実験的な35人学級ありますけれども、一応35人があの条例上でできるところかと思っております。そうでない場合は原則として40人ということになっております。

それから中学校、高校に関してはずっと40人学級まだ変わりなく続いているという現状でございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうしますと中学校、高校は旧態以前の40人でいっているということで、小学校は一応は35人編成になっている学級はなっていますよという理解でよろしいでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤聖議員。

近藤聖委員

実際に35人になっているところも多いという意味で話しましたけれども、先ほどに

付け加えると35人学級は令和3年度から実施するんですが、5年間で1年ずつ段階的に整理していくと5年間で最低35人学級になる、最高で35人になるというような法の改正でございます。30人学級をするのは、しているのは例えば国立大学の付属学校でありますとか文部省の指定学校とかだいたいそういうところが多いようです。

で、中学校、高校は先ほど言ったとおりいまだにまだそういう動きはありません。以上です。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

#### 柴田勇雄委員

わかりました。

まずあのこのような中身についてはご父兄の方々、PTAの方々のご意見なども拝聴させていただいて、そういったような部分についてはこういったような趣旨での意見が、賛同意見が多いように、私も見受けられ、このような方向で今後義務教育あるいは高校の学級編成がなされていきますと第一段階とすれば、良い学校教育に進むのではないのかなどこのような想いをしておりますので、そういったような方向性も見極めながらこの請願書には賛同していただければ大変有難いなというふうに私も思っている一人ですが、そういったようなところを委員長から皆さんにお諮りをいただきたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ただいま近藤聖委員からの紹介いただいた中身、そしていま柴田委員さんからも賛同の趣旨のご意見を頂戴しておりました。やはり人口減少が続いている中、国、政府に対し地方からこういう声を大きくしていかなければならないんじゃないかなあと私も思っておりますので、私個人としても、これには賛同したいと思います。そのほか皆様方からご意見ございましたら。遠藤委員。

#### 遠藤裕樹委員

私自身も少人数での教育については賛同するものでありますが、その場合ですね例えば35人学級になった場合、県内ではだいたいどの程度の教職員の増加が見込まれるのか。それから教員の質の向上ってということも触れられました。この教員の質の向上っていうのも教育の面では非常に重要だと思いますので、その点も合わせてわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

近藤聖議員。

#### 近藤聖委員

紹介議員として何でも知っていればいいんですが、現場にいるわけではないのでその

本当の具体的なところまでは正直わかりません。実際に、この法改正によってどれくらい効果があって、どういうふうに教育効果が出たかっていうのはこれから出てくると思いますし、教育研究者って言いますか、教育博士って言うんですか、教育学の論で言うとそれは間違いなくそういう効果が出るだろうというのは何度か読んだことがございます。この程度しか答えられませんが、一つよろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

遠藤委員。

遠藤裕樹委員

わかりました。私自身も教育の質を向上させ、子どもたちの教育の質を向上させるためには少人数での教育が必要と思いますので、この提案に関しては賛同いたします。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

意見が出されました。

そこで皆様にお諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認め、これから採決に入ります。この採決は、起立によって行います。

請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書については、採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

起立全員です。

したがって、請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書は、採択すべきものと決定しました。

お諮りします。

ただいま、採択すべきと決定した、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための2022年度政府予算に係る意見書採択を求める請願書に関し、

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題としたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認めます。

したがって、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

これから、追加日程及び発委案を配ります。

(追加日程及び発委案配布)

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

追加日程第1、発委第1号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを、議題とします。

発委第2号について、朗読を求めます。

議会事務局長。

#### 議会事務局長（触沢誉君）

それでは、発委第2号を朗読させていただきます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書。

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられますが、小学校だけではなく、中学校、高等学校での35人学級の早期実施が必要です。改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で文部科学大臣が30人学級や中、高における少人数学級の必要性について言及しているように、さらにゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増、義務標準法の定数改善などの教職員定数改善が不可欠です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めるために下記の措置を講じられるよう、強く要請します。

1 中学校、高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2 学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増、義務標準法の定数改善などの教職員定数改善を推進すること。

3 自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

4 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

意見書提出先でございますが、内閣総理大臣、菅義偉殿。財務大臣、麻生太郎殿。総務大臣、武田良太殿。文部科学大臣、萩生田光一殿。衆議院議長、大島理森殿。参議院議長、山東昭子殿。

以上で、終わります。

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

議会事務局長の朗読が終わりました。

委員各位からご意見を求めます。ご発言の方どうぞ。

（「なし」の声あり）

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

お諮りします。

これから、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

委員会発議をすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

#### 輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

起立全員です。

したがって、9日の最終本会議に委員会発議することに決定いたしました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了し、本委員会に付託された事件は、全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

輝くふるさと常任委員会を閉会いたします。

ご苦勞様でございました。

（閉会時刻 0時7分）